

第6回小林市・高原町・野尻町合併協議会  
( 会 議 録 )

日時：平成20年8月28日(木)

午後1時30分から

場所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホール

小林市・高原町・野尻町合併協議会

## 第6回小林市・高原町・野尻町合併協議会次第

### 1 開 会

2 会長あいさつ 小林市長 堀 泰一郎

### 3 議 事

#### ① 報告事項

報告第15号 第5回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について…… 2

報告第16号 議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い  
小委員会の中間報告について…………… 4

報告第17号 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の  
中間報告について…………… 5

#### ② 協議事項

協議第40号 地方税の取扱いについて…………… 6

協議第41号 特別職の職員の身分の取扱い（行政委員会）について…………… 16

協議第42号 消防団の取扱いについて…………… 18

協議第43号 防災関係について…………… 20

協議第44号 商工・観光関係について…………… 22

協議第45号 学校教育関係について…………… 25

協議第46号 社会教育関係について…………… 27

協議第47号 その他関係（企画）について…………… 29

協議第48号 その他関係（監査委員）について…………… 31

#### ③ 確認事項 …………… 32

1. 第9回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

2. 第7回小林市・高原町・野尻町合併協議会開催について

3. 第8回小林市・高原町・野尻町合併協議会の臨時開催について

4. 第9回小林市・高原町・野尻町合併協議会開催について

### 4 その他

### 5 閉 会

## 第6回 小林市・高原町・野尻町合併協議会 出席者

### 小林市・高原町・野尻町合併協議会委員

1. 会 長	小林市長	堀 泰一郎	17. 委 員	龍神 豊美
2. 副会長	高原町長	日高 光浩	18. "	坂下 実千代
3. "	野尻町長	長瀬 道大	19. "	入佐 廣登
4. 委 員		中屋敷 慶次	20. "	清水 公雄
5. "		小島 利春	21. "	前原 淳一
6. "		西道 紀一	22. "	竹之内 昭一
7. "		久保田 恭弘	23. "	丸山 崇
8. "		首藤 美也子	24. "	瀬戸口 美智子
9. "		松元 朝則	25. "	原田 富雄
10. "		永野 本助	26. "	淵上 貞継
11. "		山田 福雄	27. "	福本 誠作
12. "		種子田 與市	28. "	杉元 豊人
13. "		坂本 新平	29. "	赤崎 峯雄
14. "		西岡 長成	30. "	見越 南州男
15. "		高岩 都津子	31. "	楠元 フタミ
16. "		下別府 明	32. "	竹山 昭徳

### ( 顧 問 )

宮崎県市町村合併支援室長      坂本 義広      宮崎県西諸県農林振興局長      後藤田 悦男

### ( 幹 事 )

小林市 末元 三夫	高原町 福留 宜文	野尻町 内村 明生
南崎淳一郎	高妻 経信	谷元 弘朗
久米 勝彦	久保田芳人	

### ( 事務局 )

事務局長 倉園 凡生	事務局員 野口 健史
事務局次長 谷川 浩二	" 柴内 敏彦
事務局員 鶴水 義広	" 芝田 和之
" 税所 将晃	" 馬場 倫代
" 水町 洋明	" 楠元いず美

### ( 欠席者 )

幹事 吉田 哲幸 (野尻町)

以上 ( 敬称略 )

午後1時30分開会

事務局

皆様、こんにちは。ご案内をいたしました時間となりましたので、ただいまから会議を始めさせていただきます。

本日は、合併協議会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます調整グループの税所と申します。よろしくお願いたします。

会議に先立ちまして皆様をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。また、傍聴の皆様は他の方のご迷惑にならないよう、静かに傍聴くださいますようお願いいたします。

まず、本日の会議につきましては、32名の全委員の皆様がご出席でございます。したがって、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第10条の規定によりまして、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

ここで、本日お手元の方に配付しております資料につきまして確認をさせていただきますと思います。

まず、資料4となっております合併協定項目、1枚紙になっております。これが1枚、それと、現況調書になりますが、現況調書1-1-25ページと、これと、右上の方に書いてございます税務分科会の現況調書、これが1枚お手元に配付してございます。それと、議会議員、農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の中間報告書、これが資料2という形で配付してございます。

それと、合併協議会だより第4号をお手元の方にお配りしております。最後に、オレンジ色のファイル、これを1部配付させていただいております。

資料がおそろいでない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、最初に、本協議会の会長であります堀小林市長にごあいさつをお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。本日、第6回の合併協議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方にはご多忙の中、小委員会、協議会にご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。さて、第7回新市基本計画、地域自治区等設置検討小委員会におきまして、新市基本計画の財政計画、財政シミュレーションが示されました。大変熱心なご協議をいただいたとの報告を受けておるところであります。

これによりまして、合併した場合の経費削減効果として、10年間で人件費が約63億円、物件費が約26億円、補助費等が約4億円で、合計93億円の経費削減効果が見込まれるようであります。

また、合併しない場合よりも、合併した場合の方が普通建設事業等に充てられる投資余力も10年間で約37億円は多くなるという推計であります。しかしながら、国の財政状況を考えますと、今後とも効率的な行財政運営が求められていることは間違いのないところであります。

私たちは、厳しい財政状況や激変する社会情勢を踏まえ、財政基盤の強化と地方分権に対応した協働のまちづくり、行政サービスの維持向上という合併の意義・目的をここでお互いに再確認する必要があると考えております。

10年後、20年後の次の世代に住みよいまちを残すため、新市のまちづくりや行政サービスはいかにあるべきか、お互いの力と英知を結集し、真摯に協議していかねばならないと決意を新たにしているところでもあります。

本日は、後ほど、地方税、特別職の身分、防災、消防団、学校教育、社会教育など、9項目についてご提案させていただきます。委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけしておりますが、熱心なご議論を賜りますようお願いいたします。あいつつにさせていただきます。ありがとうございました。

事務局

どうもありがとうございました。

<p>会長</p>	<p>それでは、早速、議事の方に入らせていただきます。</p> <p>協議会規約第10条第2項によりまして、会長が会議の議長となると定めておりますので、これから会長の方で議事進行について、よろしくお願いをしたいと思います。</p> <p>規約の定めるところによりまして、私が議事を進めさせていただきます。ご協力よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>また、会議録作成上の都合によりまして、意見やご質問をされる委員の皆様方は、氏名をおっしゃった後に発言していただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、まず、会議録署名委員の指名をさせていただきます。会議録署名委員は、本日は、高原町の竹之内昭一委員と野尻町の赤崎峯雄委員の二人を指名いたします。</p> <p>ここで、協議に先立ちましてお諮りいたしたいと思っております。会議の傍聴につきましては、原則公開としておりますが、本日の会議を公開としてよろしいかどうか、お伺いいたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、本日の協議会は公開ということにさせていただきます。それでは、会次第によりまして、以後、協議を進行させていただきます。</p> <p>また、傍聴の皆様方をお願いいたしますが、発言、あるいは拍手などは、議事進行の妨げとなりますので、慎んでいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、まず、報告事項についてであります。報告第15号第5回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について、事務局の報告を願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局長の倉園でございます。資料ページの2ページをお開きください。読み上げて報告とさせていただきます。</p> <p>報告第15号第5回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について。第5回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。この別紙と申しますのが、資料ページの3ページになります。分科会、小委員会等を含めまして都合4回開催しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの報告についてご質疑、あるいはご意見があればお出してください。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p> <p>委員長</p>	<p>ご質疑もないようでありますので、報告第15号については、報告のとおりご理解いただきたいと思います。</p> <p>次に、報告第16号議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の中間報告について、中屋敷慶次委員長より報告を願います。</p> <p>ご指名をいただきました中屋敷でございます。議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の中間報告をいたします。</p> <p>本委員会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会により付託を受けた、新市における議会の議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて、審議・検討を重ねたものであります。付託された事項について、第5回小委員会、8月21日開催までの審議経過について、次のとおり報告をいたします。</p> <p>議会議員の定数及び任期等について、議会の議員の取扱いでは、まず協議会、1市2町1村の合併協議会及び1市1村の合併協議会における審議経過等について確認し、共通認識を図りました。編入される側の議員が失職となる地方自治法の原則と、合併特例法に定められた定数特例、または在任特例の適用について、どのような方法を選択すべきかを協議が進められ、それぞれの報酬、選挙経費、議場設置等の経費を含んだ比較表をもとに議論を深めました。</p> <p>第2回の小委員会において、地方自治法の原則、編入される議員の失職については、住民感情からして認めがたい。今までの経緯で小林市民の賛同も得られるのではないかとということで、次回以降は協議しないとしました。</p>

	<p>第3回以降については、定数特例と在任特例のそれぞれの必要性、行財政改革の観点、住民の不安解消、アンケートによる住民の声などについて議論が交わされたが、非常に難航しております。</p> <p>第5回の小委員会においても調整がつかず、第6回小委員会に継続協議となりました。</p> <p>以上が、この議会議員の定数及び任期等についての小委員会の中間報告であります。</p> <p>農業委員会の委員定数及び任期等について、小委員会の経過報告をいたします。</p> <p>農業委員会の委員については、農地を取扱う特殊性、地元委員の地域密着型である現状や重要性について審議を重ねました。7月11日に3市町の農業委員会の代表者が開催され、第3回の小委員会で報告されました。</p> <p>内容については、1、新市に1つの農業委員会を設置し、2町に分室を置く。2、選挙区を3つ設置、旧3市町区域。3、公選委員数の現状維持。4、在任特例の適用を要望するというものであります。これらの意見等も踏まえた上で審議を行い、第5回小委員会において次のとおり調整案が確認されました。</p> <p>1、高原町及び野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。</p> <p>2、農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。</p> <p>3、在任特例適用後、1市2町のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、旧小林市区域2名、旧高原町区域8名、旧野尻町区域6名を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。農業委員会の委員の報酬額は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。</p> <p>以上であります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今お聞きの報告第16号につきまして、ご意見、ご質問のあられる方はお出してください。</p>
会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ないようでありますので、報告第16号につきましては、報告のとおりご了解をいただきたいと思っております。</p>
委員長	<p>次に、報告第17号新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の中間報告について、入佐廣登委員長より報告をお願いします。</p> <p>新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会委員長をしております入佐廣登でございます。ページが長いので、座って報告をさせていただきます。</p> <p>小委員会における検討経過及び結果の中間報告。本小委員会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会により付託を受けた、合併後の地域自治組織及び総合支所のあり方、新市基本計画の策定について検討を行い、検討経過及び結果について次のとおりまとめたので、小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程第11条の規定により中間報告をします。</p> <p>ここで、「程」という字を定めるに変えていただきたいと思っております。</p> <p>はじめに、近年の地方分権の進展の中、従来の「行政主導」や「画一施行」による行政運営から、「住民と行政との協働」によるまちづくりなど、国から地方へ、官から民への転換が図られてきています。</p> <p>また、国・地方ともに厳しい財政状況にあり、加えて少子高齢化や人口減社会の進展は、特に小規模の市町村に深刻な影響を与え、これまでのような行財政基盤を維持できない状況を招きつつあります。</p> <p>このような中、市町村の合併の特例等に関する法律、合併新法の期限である平成</p>

22年3月31日に向けた市町村合併の取組みが進められていますが、合併による面積の拡大や特別職の減少などに伴い、「周辺部の声が届きにくくなり、周辺部が寂れるのではないか」といった不安の声がある一方で、住民自治の充実や、住民と行政との協働による新しい仕組みづくりの検討が行われるようになっていきます。

これまでの取組みが進められてきている平成の大合併は、地方分権の実現が大きな目的であり、自立した地域の形成に向けて、それぞれの地域の状況に応じた取組みを住民自らが決定し、主体となったまちづくりを実行していくことが重要になってきています。

こうした背景をもとに、小林市・高原町・野尻町合併協議会では、住民自治を充実・発展させ、住民と地域が主体となったまちづくりの実現を図るため、市町村合併の議論を併せて、地域自治区等の設置について協議をすることにいたしました。

小委員会での検討経過及び結果についてであります。①地域自治区等を設置する必要性及び目的。編入される高原町・野尻町住民の不安を解消しながら、小林市との一体的な発展を図ること。また、地域の声や意見を新市の施策に反映させること。そして、高原町・野尻町地域の住民自治の醸成を図るため、一定期間何らかの地域自治組織を設置することが必要です。

②個人や地域などの小さな単位でできることは、それぞれに任せ、それでは非効率、またはできないことを行政で対応するという「補完性の原則」の考え方に基づく地域づくりとともに、住民自治の充実や行政と住民との「協働」による地域づくりを進めることが必要です。

これに基づく地域自治の確立は、地方分権の観点から非常に重要であり、高原町・野尻町地域に地域自治区を設置し、取組みを進めていく中で、将来的には新市全域へ地域自治区の設置や小学校の通学区域を単位規模とした「まちづくり協議会」と連携した取組みを検討することが可能となります。

地域自治区は活動するための事務所を有しており、高原町・野尻町地域の歴史や地域性を活かした産業振興や地域振興の役割を担うことができます。

2 ページ、高原町・野尻町域の地域自治組織について。1、地域自治区の設置。市町村の合併の特例等に関する法律第23条第1項の規定に基づき、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的に、合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置します。2、地域自治区の名称。地域自治区の名称は、それぞれ高原町、野尻町とします。3、地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域。地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は次のとおりとします。

1、名称、所管区域であります。1、小林市高原町大字西麓とありますが、本日の午前中の小委員会におきまして、この「大字」を削除とすることでお願いいたします。小林市高原町西麓899番地、名称が小林市高原庁舎。所管区域は合併前の高原町の区域となっております。小林市野尻町東麓1183番地2、名称が小林市野尻庁舎。所管区域、合併以前の野尻町の区域となっております。

4番目に、地域自治区の設置期間。地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとします。約6年間となります。ただし、一定期間を経過した後評価し、市町村の合併の特例等に関する法律第23条第1項または地方自治法第202条の4に規定する地域自治区の設置の是非について再度検討をします。

5番目に、地域自治区の事務所の所掌事務。地域自治区の事務所が所掌する事務は次のとおりとします。①総合支所の事務に関する事、②地域協議会の庶務及び運営に関する事。

6、地域自治区の区長の選任。編入合併により、町長、副町長及び教育長などの特別職が失職した後の一定期間は、高原町、野尻町域の事情に精通した人物が地域の代表者として、高原町、野尻町域の住民の意見を集約し、市長や本庁との折衝や調整を行いながら、まちづくりを進めていくことが肝要です。

また、地域自治区には地域協議会が設置されますが、合併後すぐに確立された組織となり得ることは難しく、その間の地域のまとめ役が必要となるため、一定期間

に限り事務所の長に加えて、代えて特別職の区長を置きます。区長の選任にあたっては、市長は地域協議会や地域自治区内の組織・団体等の意見を求め、地域の意見を尊重して、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任するものとします。

なお、区長の報酬の額は、その身分及び職責を踏まえ、財政状況等を考慮した上で特段の配慮を持ってとありますが、これも午前中の小委員会におきまして、これも削除となりましたので、よろしく願いいたします。市長が小林市特別職報酬等審議会に諮り別に定めるものとします。

3ページをお願いいたします。区長の設置期間。地域自治区の事務所に、地方自治法に基づき事務所の長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てます。ただし、市町村の合併の特例等に関する法律の規定により、合併の日から2年間に限り事務所に代えて、特別職の区長を置きます。

8番目、区長の任期。区長の任期は2年とします。ただし、区長が欠けた場合における補欠の区長の任期は、前任者の残任期間とします。

9番目、区長の権限。区長は地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、また、意見を具申します。区長は、新市の円滑な運用を均衡ある発展に資するよう、市長、その他の小林市の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとします。

10番目に、地域協議会の組織及び委員の選任・任期。地域協議会は、委員15人以内で組織します。地域協議会の委員は、当該地域自治区の区域内に住所を有するもので、次の各号に掲げる者のうちから住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任します。1、当該地域自治区の区域内の公共的団体等が推薦する者とありますが、及びまちづくり委員等が推薦する、とつけ加えていただきます。公共的団体及びまちづくり委員等が推薦する者と。2番目に、学識経験を有する者。3番目に、公募による者。委員の任期は2年とし、再任は妨げません。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

11番に、地域協議会の会長及び副会長。地域協議会の会長及び副会長を各1人置きます。会長及び副会長は、委員の互選により選任します。会長は、地域協議会を代表し、会務を総理します。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときや、または会長が欠けたとき、その職務を代理します。会長及び副会長の任期は、委員の任期とします。

12、地域協議会の委員の報酬。委員の報酬については、小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例に基づき、日額報酬を支給するとともに、費用を弁償します。

13、地域協議会の会議。地域協議会の会議は、会長が招集します。定例の会議の開催回数は、年次計画を作成し、月1回を基本として開催します。なお、会長は必要に応じて、臨時に会議を開くことができます。会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければなりません。会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができません。

4ページ、会議の議長は会長が務めるものとします。会議の議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによります。会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができます。会議は公開とします。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができます。

14、地域協議会の権限。次に掲げる事項のうち、市長、その他の機関により諮問されたもの、または必要と認めるものについて審議し、市長、その他の機関に意見を具申することができます。①地域自治区の事務所が所掌する事項、②市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項、③市の事務処理に当たっての地域



自治区の区域に住所を有する者と連携の強化（協働）に関する事項。

市長は、次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であって、地域自治区の区域に係るものを決定し、または変更をしようとする場合においては、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければなりません。

①新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項、②基本構想及び総合計画の策定及び変更に関する事項、③各種地域計画の策定及び変更に関する事項、④予算編成に関する重要事項、⑤公の施設の設置、統合及び廃止並びに管理運営に関する事項。前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

15、高原庁舎、野尻庁舎における予算要求・執行。予算要求は、高原庁舎、野尻庁舎における所属課単位での要求を基本としますが、事務の効率化に資する事業については、本庁所属課で一括要求します。高原庁舎、野尻庁舎においては予算要求を提出するにあたっては、区長の決裁を受けることとします。

区長は、予算編成方針に照らして、要求内容の検討を行うとともに、高原町区、野尻町区内の調整の必要性を勘案しながら、高原庁舎、野尻庁舎に係る予算要求を総括します。高原庁舎、野尻庁舎で本庁財政課から直接予算の配当を受け、区長、高原庁舎、野尻庁舎課長は、付与された専決権の範囲内で予算を執行します。ただし、本庁での一括執行予算は除きます。

協働のパートナーとしてのまちづくり協議会組織のあり方について。新市において小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するように調整するものとします。

地域自治区設置期間終了後の地域自治組織のあり方。地域自治区特例設置期間中、一定の期間を経過した後、地方自治法第202条の4の規定にする地域自治区（一般）の設置の是非について再度検討をします。

5番目の高原町・野尻町総合支所の機能については、お目通しいただきたいと思いますが、6番目の合併後の組織の概要であります。市長部局として市の行政機能を「管理機能」、（総務・企画・財政・人事等）、また、「分野別機能」、（保健・医療・福祉、自然・環境保全、都市基盤整備、産業・経済・観光振興、教育・文化、地域コミュニティ）、「窓口機能」の3つに機能を大別します。

総合支所には、地域振興部門、また、住民生活部門、地域整備部門とありますが、これにおきまして総合支所の所管区域に係る「分野別機能」と、住民に直接関係がある「窓口機能」を所管する部署を設置します。総合支所には特別職の区長を置き、これらの部署を統括します。建設、道路・河川等及び上下水道の工事については、一定程度の工事、維持・補修等は総合支所で実施し、そのほかの工事はすべての本庁舎で実施します。

教育委員会の事務部局。高原町、野尻町の教育委員会事務局は、小林市の教育委員会事務局の組織に統合し、総合支所に出先機関を設置します。農業委員会事務局。高原町、野尻町の農業委員会が、小林市の農業委員会の組織に統合した場合は、事務局も統合し、総合支所に出先機関を設置します。

その他の事務部局。議会事務局、監査委員事務局、選挙区管理委員会事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局については、小林市の組織に統合します。

合併までの協議。総合支所における具体的な部署及び職員の配置、教育委員会、農業委員会の出先機関の配置等については、合併までに1市2町が協議して決定します。

新市基本計画については、新市基本計画について、これまでの序章から8章までの協議・確認を行い、現在、第9章財政計画について、本日午前中の小委員会で協議したところであります。

あと、参考資料として7ページ、小委員会の検討経過における主な意見というのが、第1回から第7回まで記載されております。

	<p>今回、特に自治区の区長について大変協議が第4回ほど持帰りとなったところですが、区長設置期間2年間と区長設置4年間、または区長を設置しないという3つの選択肢について、委員一人一人に意見を聞いたわけですが、第7回におきまして委員一人一人の意見を聞いた後、地域自治区の区長の選任について採決を行いました。</p> <p>その結果、特別職の区長を置くに賛同する委員が9人、事務所長を置き職員を充てるに賛同する委員が2人であり、出席委員の3分の2以上の賛同があったため、特別職の区長を置くということで、小委員会としては決めたところであります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>ただいまの報告第17号につきまして、ご意見・ご質疑のあられる方はお出してください。——中間報告でありますので、まだ決定ではありませんので、どうぞ。</p>
首藤委員	<p>小林の首藤です。中間報告ということで聞かせていただきました。10番の地域協議会の組織及び委員の選任・任期というところで、①当該地域自治区の区域内の公共的団体等が推薦する者と、地域協議会はというふうになっていますけれども、須木の例をとりますと、地域協議会区域内の委員だけでは、広く協議会の内容が活かせなかった事例があります。</p> <p>ということで、ここに区域内の公共団体及びまちづくり委員会を入れたのは、非常に大事なことだと思うんですけども、それとも加味しますけれども、まちづくりの観点からも専門的な意見を入れるということで、例えば宮崎大学の教授とか、そういうのを入れた方がいいと思うんですけども、そういう話は出なかったのかどうか、お尋ねします。</p>
会長	<p>よろしいですか。どうぞ。</p>
委員長	<p>その話は出なかったところではありますが、非常に貴重な意見であろうかと思えますけど。（発言する者あり）</p>
赤崎委員	<p>委員長、4ページの黒ポツの3番目を報告してください。4ページの14。前から3番目の黒ポツ、会長は特別招聘ができるという、3番目です。</p>
首藤委員	<p>今、13の、会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができるということです。ではなくて、10番の①は、当該地域自治区の区域内の公共的団体等が推薦する者と、区域内というふうに限定してあるわけです。だから、区域内というと、区域外のそういう人たちが、専門的な人が入れないわけなんです。だから、そういうところを十分今後も考えていただきたいなと思っています。</p>
委員長	<p>今回は中間報告となっておりますので、再度また委員会の方で出して協議したいと思えますので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>よろしいですか。——ほかにありませんか。</p>
会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご質疑も尽きたようでありますので、報告第17号についてはご了解を賜りたいと思えます。</p>
総務部会長	<p>それでは次に、協議事項に移りたいと思えます。</p> <p>まず、協議第40号地方税の取扱いについてを議題といたします。総務部会より説明を願います。</p> <p>それでは、総務部会から説明を申し上げます。</p> <p>まず、資料の7ページをお開きを願いたいと思えます。ここに、協定項目第8号の地方税の取扱いということで、7つの項目をご提案をしているところでございます。</p> <p>まず、1番目に個人市町村民税、2番目に法人市町村民税、3番目に固定資産税、それから、4番目に都市計画税、そして、5番目として、たばこ販売組合の補助金、6番目が青色申告会の補助金、そして、7番目に地籍調査事業というような7つのご提案を申し上げますけれども、資料1-1の11ページをまずお開</p>

きを願いたいと思います。

この11ページには、①番として右上の方に個人市町村民税というふうに書いてあるというふうに思います。これを見ていただきますと、小林市、高原町、野尻町、何も変わったことはないというようなことでございます。したがって、税率等何も変わらないというような状況でございますけれども、課題の方を見ていただきたいと思います。

申告の方法が若干違うということを記載をしてございます。中身といたしましては、小林市・高原町においては、申告システムを使っております。一方野尻町さんでは、申告書を使ってバッジに記入後、(株)デンサンの方へ持っていくと、そういうシステムでございます。

このような状況でございますから、対応方針として、納税義務者、賦課期日、課税標準、税率、非課税範囲、申告期限及び納期については、現行のまま新市に引き継ぐと。申告については、小林市の申告システムに統一するというような対応方針でございます。

これを、これからまた7ページの資料の方の1番ということでございますが、同じように書いてございますけれども、納税義務者、賦課期日、課税標準、税率、非課税範囲、申告期限及び納期については、現行のまま新市に引き継ぐ。申告については、小林市の申告システムに統一するというようなご提案でございます。

次に、2番目の法人市町村民税でございます。これは、下の方の1-1の資料の12ページでございますが、右の上の方に②ということで、法人市町村民税が書いてあります。これを見ていただきますと、変わっておるのは、課税標準及び税率というところが真ん中でございますが、これが違っております。小林市においては、法人税割が14.7%、高原町さんが12.3%、野尻町が14.7%というような違いがございます。

このような違いがございますけれども、このまた7ページの方を見ていただきたいと思いますが、ご提案としては、納税義務者、税率(均等割)、それから申告期限、納期については現行のまま新市に引き継ぐ。法人税割の税率が小林市・野尻町と、そして高原町では変わっておりますよということですから、高原町の税率を合併と同時に小林市の税率に統一するというところでございます。

それから、3番目に固定資産税でございます。これは、資料の1-1の13ページになります。これが固定資産税の現況調書の方ですけれども、これを見ていただきますと、税率等と一緒にございまして、賦課期日も一緒というようなことでございますが、納期と、固定資産税は縦覧期間がございますけれども、この取扱いが違っておるということでございます。

このようなことから、また7ページの3番の方を見ていただきたいと思いますが、納税義務者、賦課期日、税率、免税点、非課税の範囲、申告期限については、現行のまま新市に引き継ぐ。納期及び縦覧期間については、各市町相違があるため、小林市の納期及び縦覧期間に統一するという提案でございます。

次に、4番として都市計画税がございます。これは資料1-1の17ページになります。ここに⑧として都市計画税が載っております。これを見てみますと、小林市には0.2%の都市計画税が賦課されております。これは都市計画区域内ということ。一方、高原町はありましたが、平成15年度から廃止、野尻町は該当がないというようなことでございます。

そのようなことで、課題の方を見てみますと、課税に相違が生じておる。現在小林市は、都市計画税及び固定資産税の税率の見直しについて検討が行われておるという状況でございます。これらを踏まえまして、また7ページの方に返っていただきますけれども、4番の都市計画税、課税に相違が生じているため、小林市の制度に統一することを基本とし、合併までに調整するという提案でございます。

それから、5番の、たばこ販売組合の補助金でございますが、これは22ページでございます。これを見てみますと、小林市、高原町、野尻町いずれもござい

	<p>が、野尻町におかれましては21年度から廃止の予定というふうに書いてございました。補助金交付に相違があるという課題でございますけれども、また、7ページの5番に返っていただきますが、たばこ販売組合補助金については、小林市の制度に統一するという事です。</p> <p>それから次に、6番の青色申告会補助金でございます。これは、資料の次のページの23ページになります。青色申告会の方の資料を見ていただきますと、これは野尻町のみにあるというようなことでございます。</p> <p>このようなことから、また7ページに戻りますが、6番の青色申告会補助金については、青色申告促進育成を目的に設立された補助金であるが、現在野尻町においてのみ実施しており、所期の目的が達成されたため、合併時に廃止をするという提案でございます。</p> <p>最後でございますけれども、7番の地籍調査事業については、資料の30ページになります。これを見てみますと、それぞれ地籍調査事業は行っておりますが、高原町、野尻町においては、すべて終了しておると、小林市においては今実施段階であるというようなことでございます。</p> <p>それとまた、システムがすべてでございますけれども、違っておるというような状況でございます。課題の方はそのように書いてございますけれども、地籍調査進捗率に相違がある。地籍管理システムにまた相違があるというようなことでございます。</p> <p>これを受けまして、7ページの7番ですけれども、地籍調査事業については、地籍管理システムに相違があるため、当面現行のままとし、合併後のシステム統合に向けて検討をすると、すぐにできないというようなこともございますので、このような調整でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>
福本委員	<p>ただいま説明をいたしました協議第40号地方税の取扱いについて、何かご意見、ご質疑があればお出しください。どうぞ。福本さん。</p> <p>野尻の福本でございます。固定資産税と都市計画税の関連について質問をいたしたいと思っております。</p> <p>聞くとところによりますと、この都市計画税と固定資産税の税率の見直しを現在、小林市固定資産税等審議会にて検討が行われているということをお聞きしておりますけれども、この内容をちょっと聞くとところによると、都市計画税を廃止して、固定資産税を上げようかというような形になるというような話を聞いております。</p>
総務部会長	<p>大変興味があるんですが、この都市計画の都市計画案、何年先ぐらいまでその計画というのがあるのか。この都市計画税というのは、そういうのに向けての財源というのか、そのための財源だと思うんですけども、その計画自体は、もう計画自体はあるのかなのか、これから先。それと、現在の検討の内容はどのあたりまで進んでいるものか、ちょっと伺ってみたいと思っております。</p> <p>今のご質問でございますけれども、都市計画税は目的税でございますから、都市計画の計画、そして、事業を進めておるとというのが現状でございます。これが何年までというのは、私も今日持ち合わせておりませんが、まだ相当、公共下水等もございまして、多分まだずっと続くというふうに理解をしております。それから、審議会におきましては、ちょっと代わって説明をさせていただきます。</p>
税務分科会長	<p>代わりまして、分科会の竹内ですが、中身につきまして、先ほど福本委員の方からありましたが、都市計画税を廃止するという案というのか、そういう考え方はまだ出ていません。まだ結論も出ていません。</p> <p>どれが一番、地域住民の方に対していいのかと。現在その都市計画税が0.2%ですが、これを廃止するのか、それとも1.4%の固定資産税と合わせて1.6にするのか、またそれを全体的に固定資産税・都市計画税を見直しをして、全体で何%にするのかというような案と申しますか、方針はまだ議論の半ばでありまして、決</p>

<p>会長 福本委員</p>	<p>定はされておりません。</p> <p>また、私たちとしても、そういう、合併を基準にといいますか、小林市の中においての審議会でありまして、そういうことで、まずは小林市の中で議論を今深めているというところであります。</p> <p>どうぞ。</p> <p>分かりました。12月ぐらいに答申がなされるということを知っておりますので、もしそうなったとき、今、野尻、高原が1.4、それから、小林市も、その区域以外は1.4ということになっておりますけれども、もし固定資産税が上がるとなれば、これは即、増税につながりますので、野尻としましては、合併イコールこれが増税につながっていきますので、できれば、これについては据え置いてもらえんかなというのがいろんな人から聞きましたもんですから、そのあたりを含めてご相談を申し上げたいところでございます。</p>
<p>赤崎委員</p>	<p>よろしゅうございますか。委員の赤崎ですが、今の件について関連で質問をさせていただきます。</p> <p>野尻町の固定資産税に上乘せすることになると、住民税の負担で若干問題が生じてくると。素人なのであまりよく分かっていませんが。したがって、新市誕生後間もなく、今現在、小林市として検討中であるということでございますが、全地域、すなわち野尻、高原も含めて均一の課税をすることになりますと、市民負担に均衡を欠くことになるんじゃないかと、これが第1点目でございます。</p> <p>したがって、このことについては、合併特例法をひもといてみますと、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その均衡を欠く程度を限度として課税しない課税免除または不均一の課税をすることが可能となるということでございます。</p> <p>したがって、このことに関しては、激変緩和措置の観点から、合併後、課税免除措置、または不均一課税をするか否か、また、課税免除、または不均一課税をする場合には、その税目、実施時期などについて、本合併協議会で協議し、取決めを行った上で、新市の条例でこれを定める手続きになっておると思っております。したがって、特別の協議をよろしくお願ひしたい。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長 総務部会長</p>	<p>答弁をお願いします。</p> <p>1.4になるかどうかというのは、全くまだ私どもがお答えをするような状況にはございません。したがって、今ここでお示しをしておりますように、固定資産税が1.4、都市計画税が、小林市の都市計画区域にある土地、家屋、それについて0.2課税を現況はされております。そのようなことから、それがどうかということを今検討する段階として、そういう審議会が去年の11月から設けられております。</p> <p>したがって、これがどうなるかというのが全く分からない状況での調整、提案ということでございます。</p> <p>今、不均一課税のことも言われました。もちろん特例法にそういうもの等もございます。したがって、今ここにご提案をしておりますように、基本としては、小林市のものとしていきますけれども、合併までに調整するという提案を申し上げているところでございます。</p> <p>これは、今何も決まらない状況の中で、例えば不均一課税になった場合はどうしようかということになると、非常にどのようなご提案をしていいか、私どもにも困難な状況でございます。したがって、合併までに調整するという項目が入っております。これは、合併協議が調いまして、議決をされますと、あとは一元化作業という作業が行われます。</p> <p>これは、いろいろ細かく決められたことを条例等に反映をさせて、新市になったときにしっかりと市が機能するようにしていくわけでございますが、その一元化作業の中で、これは小林市の人も高原の人も野尻町も、職員の方々も加わって、今私</p>

<p>会長 赤崎委員</p>	<p>が言った調整するという部分は調整をしていきます。そして、各首長にお諮りをしながら、合併協議会の方にお示しをするという段取りになっております。</p> <p>したがって、今の小林の市議会の結果が分かりませんので、このままいけということになるかもしれませんし、あるいは都市計画税だけを廃止するというような話になるかもしれませんし、すべてを1.5とか6とかという議論になるかもしれませんが、それは審議会から出ますと、市長の方に答申をしますから、市長がどのような取扱いをするかという考えのもとに、変えろとすれば、小林市議会に提案をしていくという形になりますから、そこら辺をよく見極めないと対応ができないということで、このような調整をしたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>赤崎さん。</p> <p>今の説明十分分かったんですが、したがって、その今後の変化によって生ずるであろう結論に対して、本協議会としての確認としての付記事項を記録として残しておかないといけないと思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>以上です。</p>
<p>総務部会長 赤崎委員 総務部会長</p>	<p>今の不均一課税のことでしょうか。</p> <p>そうそう。</p> <p>これは、さまざまなことが考えられると思います。例えば、小林市の、今幾つも私は申し上げましたけれども、例えば、都市計画税がなくなって、小林市が1.5とか6とかという議論になって、それが決まるとします。そうしますと、小林市の都市計画区域以外の方も1.6になるわけです。それがたまたま合併のときになったときに、小林市の人は高いまま、高原、野尻は安くなりますよという議論にまたなってきます。</p> <p>したがって、そこら辺は結果をよく見ないと、いきなりここでそういう確認をしてどうなのかなという私どもは心配もしておりますので、あくまでも一元化作業の中で、そこらも含めて検討をするという、そして、議会に提案するなりという形でない、今は、いきなり、それはそのときはするんだよということになると不均衡が出てきますので、非常に難しい問題が生じておりますので、そこらあたりもご理解をいただきたいと思います。</p>
<p>会長 清水委員</p>	<p>よろしいですか。——ほかにありませんか。</p> <p>都市計画税のことですけれども、今当局の方から、今検討をするさなかであるということでもありますけれども、この課題の中にもありますように、固定資産税と都市計画税の税率の見直しについてということで検討を今されておることですけれども、そういう中で、後でそれぞれの議会に諮るということ、最終的にはそうですね。</p> <p>その決める過程において、都市計画区域内の目的税ですから、高原町においては、説明にありますように15年度から廃止をして、全体的なこととして見るということで廃止になったところでしたけれども、小林だけにおいては都市計画区域内の方に課税をされておると。</p> <p>それで、全体からすれば、この中にありますように、都市計画税を固定資産に加算してする可能性もあるという説明ですけれども、廃止になるかもしれんということも含めてですけれども、そのあいまいなところが非常に不安なことですけれども、12月頃にはその答申等が行われるんじゃないかというふうに話は聞いておりますけれども。</p> <p>先ほど野尻の委員の方からありますように、先のことについては、今の当局の方が分からない部分であるということでございますけれども、基本的には税のあり方についても、都市計画は都市計画の目的税としてするというところについては異議ありませんけれども、それ以外の都市計画の中に固定資産税に上乗せして、廃止の方も検討をするということですので、私たちの今日のことにつきましては、また首長会、あるいは幹事会等でよくそこら辺も検討をし直して、協議会の方で整理をするとい</p>

<p>総務部会長</p>	<p>うことならいいんですけども。</p> <p>基本的には小林市の制度に統一するのを基本とするということですので、そこ辺あたりのところは、どっちの方に基本をする、都市計画税を残すのか、固定資産税の方に加算してやるのか、そこ辺あたりのところが定かでないもんですから、そこ辺あたりの考え方をお聞きしたいというふうに思っています。</p> <p>ご心配は私も重々分かっておりますけれども、委員さんは、ご承知のとおり、これは11月には協定書に調印をしなくちゃいけないという部分で、その中の協議項目でございます。したがって、どうまとめるのかというのは、専門部会でもいろいろ議論をしたところでございます。</p> <p>そのように、高原町には都市計画区域はございますから、場合によっては、最悪の場合は都市計画税を高原町にもかけようという話にならないのか、100%ないとは言えないかもしれません。そこら辺も含めてご心配だろというふうに思いますが、今の段階でこれをまた持ち帰ってどうか検討をしようとしたときに、どのような方法があるのか、非常に難しいというふうに私は思います。</p> <p>したがって、小林市の制度に基本とするというのは、どこかに合わせるということを決めていないと、調整ということ、合併後の調整は困難ということになりますので、その部分はしっかり決めますけれども、調整という部分で、先ほど申し上げましたように、小林、高原、野尻の職員が加わってその案をまとめる、そして、首長会に諮って協議会にお示しをするという一元化作業というのがございますから、そこでそういう流れもあるということで。</p> <p>ただここで決まったから、あとはどう決まるか分からんという話ではございませんから、11月までの協定書の調印という時期では、何も私どもは、審議会の結論が出ていない中での調整という困難さを考えますと、なかなか妙案は浮かびませんので、ご理解を賜りたいということしか言えない状況でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>いかがですか。よろしゅうございますか。——ほかには。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、お諮りをいたします。ご質疑も尽きたようでありますので、協議第40号地方税の取扱いにつきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、協議第40号につきましては、原案のとおり確認することにいたします。</p> <p>少し時間が押してはおりますけれども、ちょっとここで10分ばかり休憩をさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>午後2時35分休憩～午後2時45分再開</p> <p>時間がまいりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に、協議第41号特別職の職員の身分の取扱い（行政委員会）についてを議題といたします。総務部会より説明を願います。</p>
<p>総務部会長</p>	<p>それでは、資料の17ページをお開き願いたいと思います。ここに協定項目第12号特別職の職員の身分の取扱いのうち行政委員会ということでございまして、ここは農業委員会を除く行政委員会の取扱いをどうするのかということの提案でございます。資料の1-1の33ページをお開きを願いたいと思います。</p> <p>33ページには教育委員の任期、報酬等が書かれておまして、各市町5人ずついらっしゃるといようなことから、このような方々の任期、あるいは報酬等が載っておるところでございます。</p> <p>一方34ページ、次のページになりますと、選挙管理委員会のことでございまして、これは、それぞれ4名の方々の委員さんがいらっしゃると。報酬については、小林市は月額ですが、高原町、野尻町さんについては月額という取扱いでございます。</p> <p>次の35ページをお開きを願いたいと思います。ここにいきますと監査委員のこ</p>

<p>会長</p>	<p>とが書いてあります。これは、委員数は全く一緒でございますけれども、ここも報酬の部分で、小林市は月額ですが、高原、野尻町さんは日額というような取扱いというようなことのようにございます。</p> <p>36ページになりますと、今度は公平委員会がございまして、おのおの3人ずつの公平委員がいらっしゃるということで、これは報酬につきましては、金額は違いますが、日額という取扱いには変わりはないというような状況のようでございます。</p> <p>次に、38ページをお開き願いたいと思います。固定資産評価審査委員会ということでございまして、これは委員の方々が3人ずついらっしゃるということで、どこも日額報酬でございます。</p> <p>以上のような、委員の皆様方に、いろいろ相違はございますけれども、これをまとめまして17ページに戻りますが、特別職職員の身分の取扱いのうち行政委員会（農業委員会を除く）については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会の設置及び委員の数・任期等については、小林市の委員は任期満了時まで引き続き在任し、高原町、野尻町の委員は合併の日の前日をもって失職する。(2) として、報酬等については、小林市の制度を適用するというようなご提案でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、協議第41号について、何かご意見・ご質問があればお出しください。福本さん。</p>
<p>福本委員</p>	<p>野尻の福本です。ちょっとお聞きしたいんですが、現況調書の35ページなんですが、監査委員の報酬なんですが、報酬は月額となっております。野尻、高原については日額という形になっているんですが、この月額報酬の支払いについてはどのような形で、毎月この分を払うのか、それとも監査があった月だけこれだけ支払うのか、そのあたりはどのような形になっているのか、お聞かせください。</p>
<p>総務部会長</p>	<p>これは月額ですから、毎月支払いをしております。代表監査委員につきましてはほぼ毎日出勤をされていらっしゃると思います。そのような状況でございますから、月額ということで、毎月支払いをしています。</p>
<p>会長 福本委員 総務部会長</p>	<p>どうぞ。</p> <p>この例えば議員選出委員についてもやっぱり一緒なんですか。</p> <p>議員選出の委員さんについても月額ですから、毎月お支払をしております。だけど、代表監査委員と比べますと、出勤される日にちは少ないということでございます。</p>
<p>会長 福本委員</p>	<p>どうぞ。</p> <p>この場合に例えば監査があります。でも、監査のときの日当という支払いはないわけですね。これだけで終わり。例えば、高原、野尻なんかは日額で出していますけど、それと計算した場合に、そのあたりが、計算して何日ぐらいあってというのが、計算していないもんですから分からないんですが、ぱっと見たときに、大分高いんじゃないかなというような気がするんですが、そのあたりはいかがでしょうか。</p>
<p>総務部会長</p>	<p>高原町さん、野尻町さんにおかれましては日額ということで、8,400円、7,900円ですから、それを何日間ほど出られるか私分かりませんが、20日目いっぱい出られるとちょっと多いということになります。市においてはすべてこういう月額になっておるようでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいですか。——ほかにありませんか。どうぞ。できれば名札をこっちに向けてください。西道さん。</p>
<p>西道委員</p>	<p>小林の西道です。ほとんど小林の制度に合わせるということのようでございますが、費用弁償につきましては野尻、高原両町は費用弁償それぞれあるわけござい</p>



<p>総務部会長</p>	<p>ますが、小林は費用弁償はないんです。これにつきましては、例えば、須木から委員の方が出られるとすると約20キロほどあるんですが、小林市内の方とすると相当な開きがあるんですけど、この点はどうぞお考えでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。費用弁償につきましては、今、西道委員さんが言われますように、小林市においてはございません。だから、遠いところの方々につきましては、それぞれ費用等かかっておりますから、あつたらというようなお考えもあるのかもしれませんが、この場でどうこうということは、私どもは全く議論をいたしておりませんので、今日はお答えのしようがないというところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいですか。——ほかにありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>ご質疑も尽きたようでありますので、それではお諮りいたします。協議第41号特別職の職員の身分の取扱いの行政委員会につきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、協議第41号につきましては、原案のとおり確認することといたします。</p>
<p>総務部会長</p>	<p>次に、協議第42号消防団の取扱いについてを議題といたします。総務部会より説明を願います。</p> <p>それでは、資料の19ページをお開き願いたいと思います。協定項目第24号消防団の取扱いでございます。これを8つに分けてご提案をするということでございますが、まず1番につきましては、資料の41ページをご覧いただきたいと思ます。</p> <p>41ページにあります消防団員の定員、あるいは任期というようなものをここに掲げてあります。そのようなことで、小林市においては小林市消防団の定員・任免・給与・服務等に関する条例、高原町においては高原町消防団設置条例、野尻町におきましては野尻町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例というような条例が現在のところありまして、消防団活動をされておるということでございます。そういうことで、この条例につきましては、小林市の条例を適用するという提案でございます。</p> <p>それから、2番になりますと、消防団の分団、組織の問題でございませけれども、42ページを見ていただきたいと、資料の42ページになりますと組織人員ということでございます。小林市、高原、野尻ともそれぞれ分団等を設けながら、小林市においては定員412名、高原町においては170名、野尻町においては120名、合計の定員702名という消防団になるわけでございまして。</p> <p>これは、定員も含めまして、ここの2、3、4のところに該当すると思ますけれども、まず、19ページの2番を見ていただきますと、消防団は合併時に統合し、分団等の組織は合併までに調整すると。今、消防団というのは、小林市消防団、高原町消防団、野尻町消防団がございませますが、小林市消防団に統一をしますよということ。そして、分団等のその組織については、合併までに調整をさせていただきますよということ。それから、消防団員が今702名の定員でございませますが、すべて新市に引き継ぎますよ。それと、4番に、消防団員の定員については現行のまま新市に引き継ぎ、任期については合併までに調整すると、そのような提案でございます。</p> <p>それから、次のページ、資料の43ページ、資料1-1の43ページを見ていただきますと、車両等の保有の状況がここにあります。小林市においては24台、高原町においては9台、野尻町においては7台というような車両等がございませますから、これについては、19ページの5番になりますけれども、車両等については現行のまま新市に引き継ぐ。なお、更新については合併後計画すると。更新を必要とするようなものについては、合併後計画を図っていきませよということ。ございませ</p>

	<p>す。</p> <p>それから、資料の44ページ、現況調書資料の44ページに報酬等というのがあります。小林、高原、野尻の団員の報酬、これは年額ですが、年額このような、団長ほか分かれておりました、若干違うというようなことをごさいます、費用弁償につきましては、これはいわゆる出動手当でございしますが、これも金額も違いますし、火災出動では、高原町さんは出ないというような状況等もございします。これは、違い等もございしますが、小林市の、19ページの6番になりますけど、小林市の制度に統一すると、小林市の今のやつでいきたいと思いますという調整でございします。</p> <p>次に、資料、現況調書の45ページを見ていただきますと、退職報償金等というのがございします。退職報償金は、これは国の制度でございしますからどこも一緒でございしますが、あと、小林市には功労報償金でございまして、野尻町は退職慰労金という制度でございします。このような状況から、19ページの今度は7番になりますけれども、退職報償金等については小林市の制度に統一する。ただし、野尻町消防団においては、合併時の野尻町の退団団員についてのみ経過措置として退職慰労金を適用をすると、3月23日に合併ということにございしますから、恐らく3月31日付で退職をされます。そういう方については、野尻町のこの退職慰労金の制度は適用していきたいと思いますという調整でございします。</p> <p>次に、資料の48ページをお開き願いたいと思います。これは消防団の出動要請方法でございします。非常に大事なことでございしますけれども、火災のときとか、それから、それらほかの部分でもございしますけれども、各消防署からの連絡、そういうもの等があります。若干出動方法にも相違があるというような課題が載せられております。</p> <p>これらを踏まえまして、19ページの8番になりますが、消防団の出動要請方法については、高原町・、野尻町を含めた指揮命令等の計画策定までは現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。なお、計画策定までの間、災害時の指揮命令等などに支障がないよう調整するというような、以上の8つの項目についての提案でございします。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、協議第42号に関しまして、ご意見、ご質疑のあられる方はお出しください。</p>
会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご意見、ご質疑もないようですので、お諮りいたします。協議第42号消防団の取扱いにつきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p>
会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、協議第42号につきましては、原案のとおり確認することといたします。</p>
総務部会長	<p>次に、協議第43号災害関係についてを議題といたします。総務部会より説明を願います。</p> <p>それでは、資料の21ページ、協議項目第25号各種事務事業の取扱いのうち(4)防災関係ということでございしますが、これは、現況調書の55ページをお開きを願いたいと思います。</p> <p>ここに市町村防災行政無線の現況が示されております。これを見ますと、それぞれ防災無線はございしますが、野尻町におかれましてのみ同報系の無線が整えられておるといようなこととございします。このような状況から、資料の21ページの方の提案でございしますが、防災行政無線については、現行のまま新市に引き継ぎ、統合するよう調整するということとございします。</p> <p>それから、資料の58ページから60ページまで延々といろいろ書いてございしますが、これは、地域防災計画でございします。地域防災計画につきましては、災害対策基本法において、それぞれの市町村の防災対策をどうするのかというものを定め</p>

	<p>ることが義務づけられておりますので、それぞれ防災会議を設けて、こちらの方で策定するということが行われておりました。それぞれ地域防災計画を持っていらっしゃるということでございます。</p> <p>そのようなことから、新しく新市になりますと、今度は21ページの方に、提案のところでございますが、2番として、地域防災計画は高原町・野尻町を含めた計画策定まで現行の市町の計画を引き継ぐものとする。なお、合併後1年を目処に災害時の避難勧告や指揮命令系統などに支障がないよう調整すると。防災計画はすぐできるものではございません。1年ほどまたかかるというふうに思いますので、それらを含めまして、このような提案ということでございます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>協議第43号防災関係について、何かご意見、ご質問があればお出してください。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご質問もないようでありますので、それでは、お諮りいたしますが、協議第43号防災関係につきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。よって、協議第43号につきましては、原案のとおり確認することといたします。</p> <p>次に、協議第44号商工・観光関係についてを議題といたします。産業建設部会より説明を願います。</p>
産業建設部会長	<p>失礼いたします。それでは、産業建設部会からご提案をさせていただきます。お手元の資料23ページをお開きください。そして、現況調書につきましては、資料1-1、69ページをお開きください。</p> <p>まず、企業誘致の事業でございます。ございますように、それぞれ条例等もございますが、対象要件、課題のところがございますように、対象要件、優遇制度を比較しながら、企業誘致対策に有用な制度を講ずる必要があると。</p> <p>また、各種の法を基準とした制度であれば、交付税の減収補てんの対象ともなり得るということございまして、本資料の23ページの一番上でございますが、企業誘致事業。税の課税免除等の特例については、対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、小林市企業立地奨励条例を改正する。また、補助金については、別途対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、新たな補助金交付要綱を制定する。なお、各市町における合併時までの立地企業への優遇措置については、従前の例によるということでご提案を申し上げます。</p> <p>続きまして、現況調書70ページになりますが、フリーウェイ工業団地に関してでございます。御承知のように、フリーウェイ工業団地は高原町に設置をされているところでございます。これにつきまして、本資料の23ページになりますが、条例については、小林市企業立地奨励条例の改正条例に一本化をすると、また、補助金については、高原町の制度等を基本とし、宮崎フリーウェイ工業団地に特化した補助金交付要綱を制定する。なお、合併時までの立地企業への優遇措置については、従前の例によるということでご提案を申し上げます。</p> <p>次に、その次のページ、71ページの上の段になります。同じくフリーウェイ工業団地の協議会・繰出金に関することでございます。本資料の23ページでございますが、②です。立地促進協議会及び工業用水道事業会計繰出し金については、県と一体となった企業誘致が必要であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>そして、現況調書、同じページの下の段でございますが、固定資産税の免除に係る分でございます。本資料の③になりますが、宮崎県土地開発公社と一体となった企業誘致が必要であることから、高原町の宮崎フリーウェイ工業団地固定資産税免除条例を尊重し、合併時に新たな制度等を制定するということでご提案を申し上げます。</p>

るものでございます。

次に、商工業の関係団体でございますが、資料の76ページをお開きください。現況調書76ページになります。商工団体でございますが、ご承知のように、小林市には商工会議所、そして、須木、高原、野尻には商工会があるところでございます。これにつきまして、本資料の23ページになりますが、現行のまま新市に引き継ぎ、各団体の実情を尊重しながら、統合が進むよう環境整備に努めるということでご提案を申し上げます。

次に、77ページをお開きください。商工関係の第三セクターでございます。77ページでございますように、この関係の第三セクターとしては、野尻町に1つあるという状況でございます。

本資料の23ページでございますが、下の方になります、(2)第三セクター(有限会社のじり農産加工センター)でございますが、第三セクターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、市民の一層の利用を促すとともに、市外者についても広報等を強化し、併せて商品開発等も強化するよう指導を行うということで御提案を申し上げるものでございます。

続きまして、現況調書の78ページになります。商工関係の祭り・イベントということで、ここに各市町のお祭り等が記載をされているところでございます。これにつきまして、24ページの一番上、(3)の祭り・イベントでございますが、祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討をするということでご提案を申し上げます。

続きまして、観光振興の関係でございます。82ページをご覧ください。先ほどは商工関係の祭り・イベントでございましたが、今度は観光関係の祭り・イベントということでございます。ご覧いただきますように、それぞれの市町、たくさんのイベントを現に開催をされているところでございます。

ご提案の内容といたしまして、24ページ、3の(1)祭り・イベントでございますが、先ほどと同様です。祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討をするということのご提案でございます。

次に、現況調書83ページになります。

観光振興関係の施設整備ということでございますが、ご覧いただきますように、それぞれの市町におきまして施設があるところでございます。これにつきましては、本資料の24ページになりますが、観光施設整備については、各市町の状況を踏まえ当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定するということでご提案を申し上げます。

続きまして、観光関係の団体ということでございます。85ページをお開きください。いわゆる観光協会でございます。それぞれの市町に観光協会がございます。なお、運営形態等に一部差異があるということでございます。なお、参考までに、小林市と須木におかれましては、本年5月の末に統合がなされているということでございます。ご提案といたしましては、24ページ4番の(1)になります。観光協会については、合併後3年を目処に統合するよう、観光協会へ協議調整の支援を行うというご提案でございます。

続きまして、86ページ、今の下のページになります。観光関係の第三セクターということになります。ございますように北きりしまリゾート牧場、コスモス牧場です。それと野尻町にハーメックのじり株式会社、これは、のじりこびあと道の駅ゆ〜ぱるのじり、2つの施設を管理している会社というふうにご理解をください。これにつきましては、24ページの4の(2)です。第三セクターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後、経営形態や運営方針の検討を行う。また、市民の一層の利用を促すとともに、市外者についても広報等を強化するというご提案でございます。

	<p>次に、８８ページをお開きをください。</p> <p>日本で最も美しい村連合の負担金についてでございます。高原町さんが加入をされているところでございます。課題のところでございますが、合併することによって加入要件を満たさなくなると。現在の加入地域において設立される協議会等での加入が条件となりますよということです。この条件につきましては、人口がおおむね１万人以下の区域あるいは人口密度等の要件があるところでございます。これにつきまして、２４ページの下、４の（３）になりますが、新市での観光地PR等も含め、加入継続すべきであり、高原町の制度等を適用する。</p> <p>以上、ご提案を申し上げます。</p>
<p>会長 竹之内委員</p>	<p>ありがとうございます。ただいま説明をいたしました協議第４４号商工・観光関係について、何かご意見、ご質疑があればお出してください。どうぞ、竹之内さん。</p> <p>高原町の竹之内でございます。商工関係のことで街路灯維持管理という問題があるんですけども、現在ここに書かれて——６８ページですけども、街路灯問題でここに記載してあるんですけども、今現在、高原町では街路灯設置は町の方でやっておられます。その町で設置された物を商工会がスポンサーをつけて街路灯の電灯料を払っています。この中でやはり今現在困っていることは、このスポンサーの問題なんですけども、非常に建設業を中心とした廃業とかいろいろな問題が出てきて、現在ここに書いている２０基か３０基あります。これを全部商工会が現在負担しているんですけども、このままいったら今年度末には大体４０灯ぐらいの——４０基ぐらいの負担になると思うんです。そういう観点からいきますと商工会運営に多大な影響がありまして、これは当然先般から町の方で街路灯のスポンサーがない分は維持管理——電灯料を支払ってもらいたいということをお願いしておりましたが、今日この書類を見た中では現行のまま新市に引き継ぐということでありましたが、これは我々商工会に対しては非常に重荷になって、支払うことができない状況になっています。このことはもう一回専門部会で協議していただいているいろいろな方針を——変更をお願いしたいと思います。お願いでございます。</p>
<p>会長 産業建設部会長</p>	<p>答弁してください。</p> <p>専門部会からお答えをしたいと思います。</p> <p>ここに記載がなされておりますように、小林市においては商店街で維持管理をされており、高原町と野尻町は商工会に管理をお願いをしているという状況にあるようでございます。それぞれの市町におきましてスポンサーの減少というのは現にあっていうようでございます。そして、対応方針のところにも書いておりますが、この街路灯につきましては商店街の振興及び防犯灯の役割も持っているということは確認をしているところでございます。分科会等におきましてはそのような実情を踏まえた上で、現行のまま新市に引き継ぐということでご提案申し上げているところでございます。各市町状況はそれぞれ似たような状況でございますので、加えて商工会の先ほど出ましたように統合というような話もございまして、そこも含めて新市の中で対応策を整理していくということで分科会等の中では協議がなされたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長 竹之内委員</p>	<p>竹之内さん。</p> <p>今の説明でよく分かったんですけども、最初、商工会として経緯を聞いてみますと、８０基ぐらいを商工会の結局スポンサーとして設立した経緯があります。その中で今度は町内からの防犯灯としての設置をお願いしたいということで、２００——この数字になったんですけども、それを全部商工会が負担するということは全然関係のない所までつけてあるわけです。こういうものの中で我々商工会としては、もう結局存続の物言いがするかせんかというのまで含まれてくるわけです。何で商工会がそこまでしなきゃいけないかということを考えるときに、これはもう一回考え直していただけないと、スポンサーがない時点で我々は電灯料金を払わないという仕組みにせざるを得んと思いますから、さらなる協議をお願いしたい</p>

<p>会長 産業建設部会長</p>	<p>と思います。 どうぞ。 状況を申しますと、小林市さん、高原町さんは似たような状況にあるようでございます。ただ、野尻町はスポンサーにある分、ない分、ない分につきましては行政の方で一部負担をしているという状況もございます。そういった全体的な調整が必要だと思われまますので、先ほどお答えをいたしましたように新市の中で当然同じ自治体が同じように街路灯を管理する財産になってまいりますので、そこに差異があってはならないというふうに思います。したがって、新市の中でこれまでの経緯も踏まえて検討いただくということにさせていただきたいと思っております。</p>
<p>会長 竹之内委員</p>	<p>以上です。 よろしいですか。竹之内さん。 説明受けたんですが、現実的にできない問題なんです。新市に引き継ぐたって、来年、再来年、22年ですか——の合併ということになると、それまでの2年間で大変なんです、はっきり申し上げまして。もう今年度末になると約40万ぐらいの負担をしなきゃならないと。そういう中で財政の——会員も非常に厳しい状況の中でそれだけ町からの負担という物があれば別問題ですけども、その分に関してはないわけですから、当然スポンサーが消えた時点ではもう払えないということになると思っています。</p>
<p>会長</p>	<p>竹之内さんに申し上げますが、言っておられることは分かるんですが、この協議内容は、実はCランクになってまして、ここで全体協議としてやることではありませんので、また専門部会の方でもう一回それは話はさせてみたいと思っております、一応ご理解、ここではそういうことでご理解いただきたいと思います。 ほかにありませんか。</p>
<p>会長 松元委員</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕 じゃあ、ご質疑が尽きたようでありまますので、ありますか、松元さん。 せっかく、現況調査に出ている部分でお尋ねいたしますが、67ページの商店街支援事業というのがありますね。野尻町さんのところで、野尻町総合案内所運営事業というのがありますが、これは当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定するということなんですが、この中の事業内容で観光施設や神社・仏閣等、野尻町を総合的に案内する施設の運営費となっているんですね。この神社・仏閣等というがどういう内容の物であるのかですね。これはどんなふうな分科会での議論になっているのかだけちょっと教えてください。いわゆる宗教等の関係という意味でありますので、どういう案内をされているのか事業内容を私は分かりませんので教えてください。</p>
<p>会長 産業建設部会長</p>	<p>どうぞ。 ここに神社・仏閣等というふうに記載がされていることに疑問をお持ちだと思っておりますが、文化財という意味でこのような表現をなされておることとございまして、ご理解を賜りたいと思っております。</p>
<p>松元委員 会長</p>	<p>分かりました。 よろしいですか。ほかにありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ご質疑も尽きたようでありまますので、それではお諮りいたします。協議第44号商工・観光関係につきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ご御異議なしと認めます。よって、協議第44号につきましては原案のとおり確認することといたします。 次に、協議第45号学校教育関係についてを議題といたします。 文教部会より説明を願います。</p>
<p>文教部会長</p>	<p>失礼いたします。文教部会の久保田でございます。よろしくお願いたします。</p>

協議第45号学校教育関係についてご説明いたします。

会議資料25ページ、26ページをお開きいただきたいと思います。資料の方では、資料1の2、8ページをご覧いただきたいと思います。

事業名、⑥小・中学校の規模適正化及び小中一貫教育の状況でございます。

小林市では、平成19年度に小林市立小・中学校規模適正化審議会を立ち上げ、小規模特認校制度、小中一貫教育、小・中学校統廃合について具体的方策等について検討を行っており、小規模特認校制度につきましては、平成20年度より運用を行っております。小中一貫教育については、現在計画策定の準備を進めております。高原町では、同じく少子化による児童生徒数の減少という状況を踏まえ、教育委員会として学校施設の耐震化も含め、小中学校規模適正化、小中一貫教育など、推進することとし、町民による学校規模適正化検討委員会を本年7月に設立し、合意形成を図るべく協議を進めているところでございます。

対応方針といたしましては、規模適正化につきましては、当面現行どおりとし、小中一貫教育につきましては、小林市で平成21年度から実施予定で、高原町、野尻町につきましては、現段階として具体的検討がなされていないため、合併後3年を目処に調整をするをいたしました。

次に、現況調書13ページをお開きいただきたいと思います。

事業名、④奨学金貸付事業及び融資制度ですが、奨学金、育英資金につきましては、小林市は予算による制度としていますが、高原町では基金対応、野尻町では社会福祉協議会による対応をいたしております。なお、小林市、野尻町では、教育資金融資制度を九州労働金庫と提携して行っております。

対応方針といたしまして、奨学金、育英資金につきましては、小林市の制度に統一する。なお、高原町の合併前の貸付を受けた者に係る貸付額償還につきましては、合併前の高原町育英資金貸付基金条例の例による。

また、高原町の基金は、現行のまま新市に引き継ぎ、教育資金融資制度については九州労働金庫と協議を行い、合併前までに統合するよう調整するをいたしました。

会議資料、ページ、26ページに戻りますけれども、協定項目第25号「各種事業の取扱い」のうち17学校教育関係につきましては、1、小・中学校規模適正化については当面現行どおりとする。小中一貫教育については、小林市で平成21年度から実施する予定であり、高原町・野尻町では具体的な検討がなされていないため、合併後3年を目処に調整していくものとする。

2、奨学金、育英資金につきましては、小林市の制度に統一する。なお、高原町において合併前に貸付を受けた者に係る貸付額償還については、合併前の高原町育英資金貸付基金条例の例による。

また、高原町の基金は現行のまま新市に引き継ぐ。

教育資金融資制度については、九州労働金庫と協議を行い、合併前までに統合するよう調整する。

以上でございます。

以上ですか。説明は終わりましたが、何かご質疑、ご意見ありませんか。

8ページですが、関連質問させていただきますが。学校規模適正審議会及び検討委員会で大きくて難しい問題を鋭意お取組みいただいている様子が十分拝見できるわけで、大事なことかなと思っております。小規模認定校制度は既に4月から運用されておるということですが、これは本当新しい取組みであって、評価に値することだと思いますが、この特認制度とP18ページの校区外通学許可制度との関連については若干関連質問ということで補足、ご案内いただくとありがたいと思っております。

以上です。

ここで暫時休憩をいたします。次40分から再開をいたします。答弁はそれまでお待ちくださいませ。

会長  
赤崎委員

会長

<p>会長 文教部会長</p>	<p>午後3時32分休憩～午後3時40分再開 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 先ほどの赤崎委員のご質問に対する答弁を願います。 ご質問にお答えをいたします。</p>
<p>会長 小島委員</p>	<p>8ページの小規模特認校の問題と18ページの校区外通学許可についての相違についてご説明いたしたいと思います。 ご承知のとおり少子化等が進展いたしまして、小規模校については複式等が出ておる学校等もございます。こうしたことで特認ということで大規模校から小規模校の方に、これは一方通行になると思いますが、そういった転校ができる制度。それと校区外通学許可というのは、児童生徒の個人的事情による通学変更ということでございます。そういうことで分けて整備をいたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。 以上です。</p>
<p>会長 文教部会長</p>	<p>よろしいでしょうか。ほかにありませんか。小島さん。 8ページに、高原町の学校規模適正化検討委員会を今年の7月に立ち上げたというふうにあります。片方では30ページに耐震化の補修工事ですか、これが計画をされておりますが、ここで例えば町民の方々が統合して新築したほうがいいんだということになるのか、どういった意見を取りまとめようとしておられるのか、ちょっと分かればお聞きしたいと思います。というのは、もう21年度に高原小を設計に入るということで、ここがもし設計に入って途中で新築もするというふうにとまってきたときに二重投資といいますか、何かこういう関係が生まれてくるんじゃないかと思っておりますので、そこ辺をちょっとお聞かせいただくとありがたいですが。 どうぞ。</p>
<p>会長 文教部会長</p>	<p>それでは、お答えいたします。 高原町の適正規模検討委員会は、今、2回目の委員会を開催ただけでございます。今審議中でございます。そうしたことで、やはり高原の場合のその統合という問題につきましては、小学校が4校、中学校が2校あるわけですが、それをそれぞれ1校ずつに統合するということが今話を進めております。そういったことで各地域におきましては、小学校、中学校がなくなるということで非常に懸念されておられます。心配をされております。そういったことで私どもとしては、やはり町民の皆様、地域の方々がやはり本当に統合してでも子供たちのために学校づくりをしてほしいという意見が、合意形成が図られるように今努力をしている途中でございますので、まだ結論が出ていない状況でございます。 そうした中で平成18年度に耐震調査をいたしました。その結果、やはり不適格建物というものがあるわけですが、やはり学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす場所でございます。そういうことで早く整備を図らなければならない。特に耐震補強等も含めてですね。そういうことで高原町、まだ合併しておりませんので、私どもとしては高原町としてどうすべきかということの計画を、この30ページの耐震化の整備年次計画を一応教育委員会としてつくっておるところでございます。 それで、一応、統合は統合で進めてまいりますけれども、そのさなかに合併になった場合、そのときはまた小林市、野尻、高原とそれぞれ協議を重ね、それぞれの市町の学校の整備計画を新たに検討しなければならないというふうには思っております。そういうことで今のこの計画は現段階での計画でやりたいというふうには計画しているところでございます。</p>
<p>小島委員</p>	<p>以上です。 説明は分かりましたが、もう来年度に設計に入るというものが載っておるものから、例えばその結論が来年度まで出らんかったら設計はもう予算として上げるつもりでいらっしゃると思うんです。そうしたときに統合するとなると、文科省の認可のとり方もいろいろあるでしょうから混乱を来すんじゃないかなと</p>



<p>会長 首藤委員</p>	<p>思いまして、どちらか一方で事業を進めるとなるとおさらいのかなと思ったものから質問させて……十分分科会や首長やら話をして進めるようにお願いをして終わります。</p> <p>首藤さん。</p> <p>小林の首藤です。先ほどから出てます小中学校の規模適正化及び小中一貫校のことなんですけれども、要望ということでお願いしたいと思います。</p> <p>私は教育厚生委員会なんですけれども、教育厚生の中でもこれは非常に問題になっています。</p> <p>まず、小中一貫校の問題としては、小林市では昨年からコスモス科というのを新設して、中学校の教師を小学校に派遣して特定の教科を受け持たせて授業が行われているんです。その穴埋めを非常勤講師にさせることで中学校ではさまざまな問題が起きていると聞いています。現場では非常勤講師が増えて正規職員は過重負担で心身を病んでいると。不登校生や生徒指導、特別支援には手いっぱいであるというのが現状のようです。</p> <p>小中学校統廃合の問題、先ほど耐震化も出ましたけれど、耐震強化の問題は筋交いなどで補強するという方法もあります。地域の学校がなくなったらどうでしょうか。学校がなくなったら周りの商店も消えて、そうなると地域がますます冷え込んでいくのではないかと思います。学校が減れば小学生はスクールバスや親の送迎で登校しなければならなくなります。そういうことで規模適正とはどういうことなのか。現場の教職員や小中一貫などもそうですけれども、保護者、有権者、地域住民の声を広く取り入れる方策をとって、この問題は十分な相互理解をとっていただいて考えて——今後ですね、——いついていただきたいと思います。これは要望です。どうでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>ご意見ですね。というご意見もあるんですが、ほかに何かありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、ご意見、ご質疑も尽きたようでありますので、ただいま説明いたしました協議第45号であります。学校教育関係につきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、協議第45号につきましては原案のとおり確認をすることといたします。</p> <p>次に、協議第46号社会教育関係についてを議題といたします。</p> <p>文教部会から説明を願います。</p>
<p>文教部会長</p>	<p>会議資料の27、28ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第46号社会教育関係についてご説明いたします。資料1-2の現況調書53ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>事業名、②成人の日記念行事でございます。当初、合併に伴い一会場での開催はできないかということで協議を始めましたが、合併いたしますと対象者数が900名を超えることになり、来賓や保護者等の参加を勘案いたしますと収容人員を超えることが予想されます。こうしたことにより対応方針といたしまして、現行により実施いたしますが、記念品等は統一する。合併後、実情や体制等を勘案しながら一会場での開催に向けて調整していくと。調整方針は3番の現行のまま新市に引き継ぐというふうにいたしました。</p> <p>会議資料、ページ、28ページに戻りますけれども、協定項目第25号「各種事業の取扱い」のうち「(18)社会教育関係」につきましては、成人の日記念行事については、現行により実施するが、記念品等は統一する。合併後、実情や体制等を勘案しながら、一会場での開催に向けて調整していくというふうにご提案いたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいま説明のありました協議第46号についまし</p>

<p>会長</p>	<p>て、何かご意見、ご質疑があればお出しください。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ご意見、ご質疑もないようでありますので、それではお諮りいたします。協議第46号社会教育関係につきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ご異議なしと認めます。よって、協議第46号につきましては原案のとおり確認をすることといたします。 次に、協議第47号その他関係（企画）についてを議題といたします。 財政部会より説明を願います。</p>
<p>企画財政部会長</p>	<p>企画財政部会でございます。資料の30ページ、それから、現況調書でいきますと1-2の77ページになります。77ページの方をご覧いただきたいと思えます。 ふるさと振興基金でございますが、この全体的な基金につきましては、前回の協議会の中で「財産及び債務の取扱い」ということで協議、承認をいただいたところでございます。今回はふるさと振興基金ということで、特異な基金につきましては各専門部会で個別に調整を図ったほうがよいというようなことで再度俎上に上げているものでございますが、ここに上がっておりますようにそれぞれ基金の活用については差異がございます。小林市につきましては事業実績がないわけでございますけれども、高原町、野尻町は19年度事業と決算額が上がっているようでございます。 このふるさと基金につきましては、1988年から9年にかけて竹下内閣が行った政策の一つで、ふるさと創生の1億円事業でございます。それを原資として基金を積んだものでございまして、ここに上がっているわけでございますが、その積立額もそれぞれ額が違ってきております。積み増しをされているようでございます。 それで、また、資料の30ページに返っていただきたいのですが、調整方針としまして、ふるさと振興基金は統合する。なお、基金の活用状況が異なるため整理し、合併までに新たな制度を制定するというご提案を申し上げたいと思えます。</p>
<p>会長</p>	<p>以上です。 ありがとうございます。協議第47号につきまして何かご意見、ご質疑がある方はお出しください。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ないようでありますのでお諮りいたします。協議第47号その他関係の企画につきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ご異議なしと認めます。よって、協議第47号につきましては原案のとおり確認することといたします。 それでは、次に協議第48号その他関係の監査委員についてを議題といたします。 なお、これにつきましては、幹事会の調整確認事項であるBランクの報告であります。事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>協議会資料で言いますと31ページ、そして、現況調書のほうで資料2の2の80ページから以降になりますが、――1-2です。資料1-2の80ページから83ページにおいて現況が記載されておりますが、要点といたしましては、課題のところをご覧いただきたいと思えます。各監査、審査は、自治法において義務づけられた事務であるので、合併後の実施は監査対象件数や範囲が増加する。また、平成19年度決算より財政健全化法による財政健全化判断指標の審査も義務づけられており、監査の責任は重く、その重要性、注目度は非常に高まっている。そして、</p>

	<p>合併年度の現市町及び新市の決算について決算審査意見書を1冊にまとめて作成しなければならぬということが課題で挙げられておりました。対応方針としては、課せられた監査業務の実施及びその充実を図る必要がある。そして、小林市の決算審査意見書作成システムを使用し、意見書を作成するためには財務システムの決算データが必要であるということ。各市町の財務科目や財務システムは異なっているため合併年度及び前年度の決算科目等の分析、すり合わせ、データ作成の必要があるということになっております。そして、この対応方針のとおり提案をいたすということでございます。</p>
会長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。ただいま説明をいたしました協議第48号ですが、何かご質問があればお出しください。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご質問もないようですので、それではお諮りいたします。協議第48号その他関係の監査委員につきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。よって、協議第48号につきましては原案のとおり確認することといたします。</p> <p>以上をもちまして、本日お諮りすべき案件につきましては、すべて議了したわけですが、皆様方のご協力に対し感謝を申し上げ、私の責めを終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>あとは事務局の方で進行をお願いいたします。</p> <p>お疲れさまです。それでは、確認事項ということで、協議会資料の一番最後のページでございますが、32ページをお開きください。</p> <p>ここに1から4まで記載されております項目を読み上げて確認事項とさせていただきます。</p> <p>1、第9回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の臨時開催について。日時、平成20年9月18日木曜日、午後6時から、場所、小林市役所4階大会議室。</p> <p>2、第7回小林市・高原町・野尻町合併協議会の開催について。日時、平成20年9月25日木曜日、午後1時30分より、場所、野尻町農村環境改善センターホール。</p> <p>3、第8回小林市・高原町・野尻町合併協議会の臨時開催について。日時、平成20年10月9日木曜日、午前10時から終日、場所、小林市中央公民館大ホール。</p> <p>4、第9回小林市・高原町・野尻町合併協議会の開催について。日時、平成20年10月30日木曜日、午後1時30分より、場所、高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホール。</p> <p>それと、もう一つございます。これについては本日の議会議員、農業委員の小委員会の方で最終的な結論を出したいということで、臨時的にもう一回開きたいということがございましたので、午前中、終わった後の場所等の手配をいたしまして、今、発表いたします。第7回議会議員、農業委員会等の小委員会についてですが、これについて、9月6日土曜日、午後1時30分から小林市役所4階の大会議室で行います。よろしいでしょうか。</p> <p>それともう1点。お手元に合併協定項目という、このA4の一枚紙が配付されていると思いますけども、よろしいでしょうか。これが合併協定項目の進捗状況をあらわした表であります。丸印がついたものが終わったものということで、今日現在で約6割の消化率であります。先ほどのスケジュールをお聞きになってお分かりかと思っておりますけども、若干遅れ気味ではございますので、今後ともご協力よろしくお願いいたします。</p>

会長 事務局	<p>以上です。 以上のとおりですが。 それでは、堀会長様、どうもありがとうございました。皆様、長時間にわたり大変お疲れさまでございました。以上をもちまして第6回協議会のすべてを終了いたします。</p> <p>なお、お帰りの際は、交通事故等にお気をつけてお帰りください。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">午後3時51分閉会</p>
-----------	--

会議録署名委員 竹之内 昭一

会議録署名委員 赤崎 峯雄